

SS過疎地対策ハンドブック (抜粋版)

全体版は以下で公表

http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/pdf/handbook.pdf

平成28年5月
SS過疎地対策協議会

はじめに

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3か所以下の地域も増加しており、平成28年3月末時点で288か所に及んでいます。これらのうち、近隣にSSがない地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、いわゆる「SS過疎地問題」は全国的課題です。

SS過疎地においては、石油元売会社や石油製品販売事業者による通常のビジネスベースでは事業採算が困難なケースが多く、これを放置すると今後更にSS過疎地が増大し、多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがあり、ひいては地域の衰退に繋がることが懸念されます。

SS過疎地対策は、地域住民の生活基盤の維持について責務を有する自治体のリーダーシップが期待されます。SS過疎地対策の先進事例に目を向けてみると、自治体のリーダーシップのもとで、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制を構築し、地域の現場のニーズに合致した対策をコーディネートしていくアプローチが有効です。

SS過疎地問題への対処は4段階のプロセス、すなわち①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善が必要です。しかしながら、対策・支援の実施・検討に取り掛かれていない自治体や、担当部署すら明確になっていない自治体が散見されます。従って、課題の認知という第一ステップから取りかかる必要があります。

このため、平成27年3月に石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)及び国は、SS過疎地対策協議会を設置し、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、SS過疎地対策の必要性の発信、地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行うほか、更に各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進しているところです。

本ハンドブックはSS過疎地対策協議会の取組の一環として、SS過疎地の現状、先進事例及び共通して見られる「3つのアプローチ」、SS過疎地対策に取り組むための「4段階のプロセス」を紹介するとともに、SS設備更新に必要なコストや国による支援策等のビジネスプラン検討に必要な基礎情報・支援ツールを整理しています。SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となれば幸いです。

目次

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状 (P3～6)

(2) SS過疎地について (P7)

(3) SS過疎市町村一覧 (P8～11)

2. 先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」(P12～22)

3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」(P23～26)

4. ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール

(1) SS運営に係る想定されるコストの試算 (P27～31)

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策 (P32～36)

(3) 「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要 (P33,34)

(4) 国による地方創生を巡る動き (P39,40)

(5) 石油業界関係者による支援措置 (P41,42)

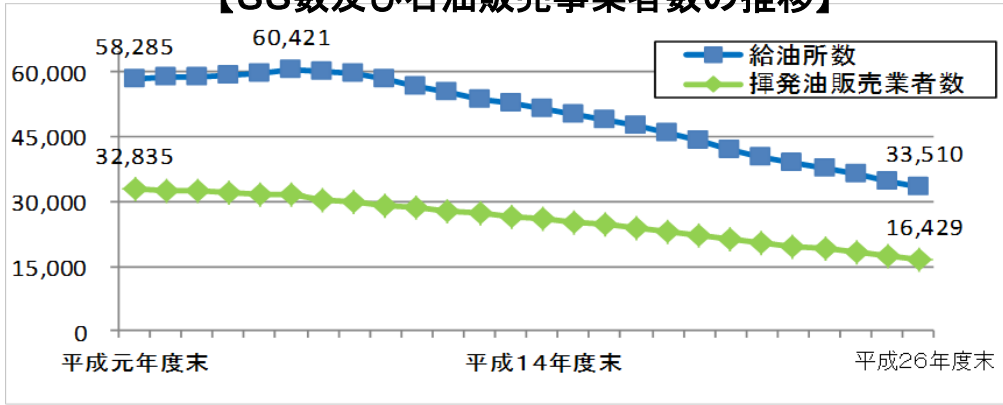
(6) 各種相談窓口 (P43)

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状

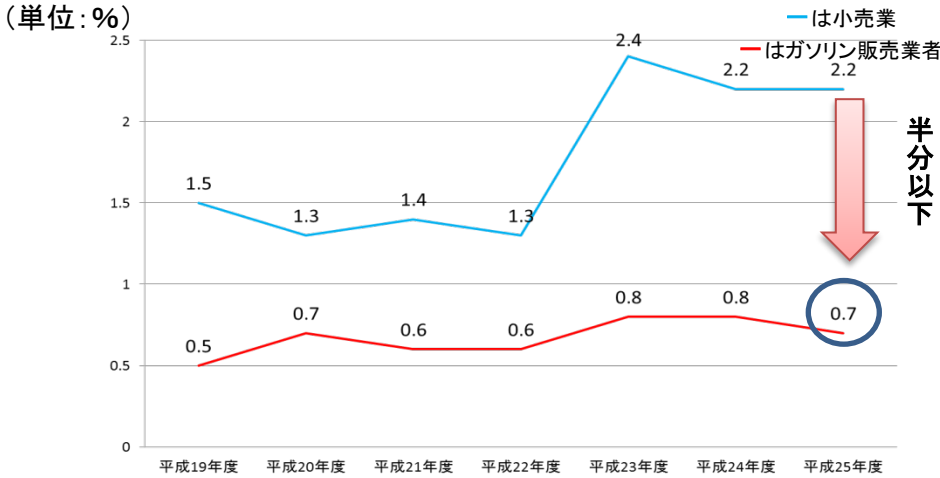
- 全国のSS数は平成6年度末をピークにその後減少傾向で推移。(平成26年度末時点で33,510件)
- ガソリン販売量は、少子高齢化や自動車の燃費向上等といった構造的な要因により、今後も減少傾向(年▲1.8%)が続く見込み。
- また、商品の差別化が困難であることから、価格競争が激化。特に人口減少が激しい地域ではSSの収益率が低下。

【SS数及び石油販売事業者数の推移】



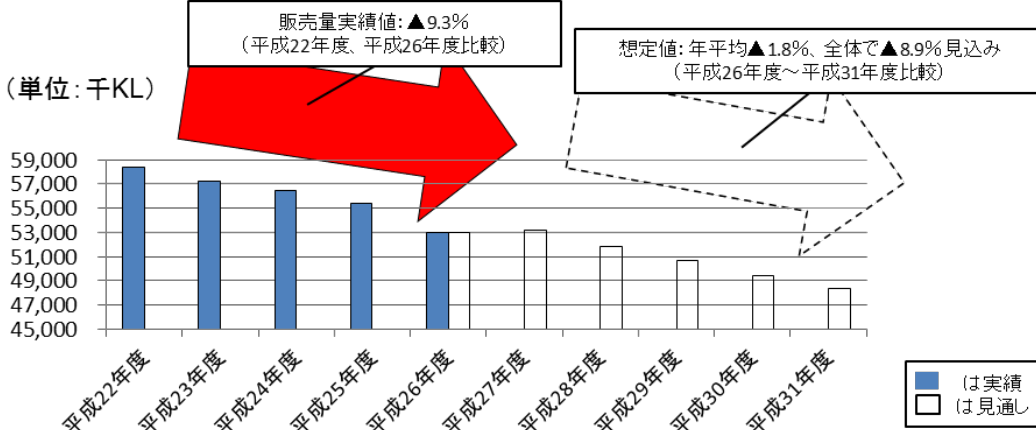
(出典)・資源エネルギー庁調べ

【小売業・ガソリン販売業の営業利益率の推移】



出典 ガソリン販売業者: 石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)
小売業: 年次別法人企業統計調査(財務省)

【ガソリン販売量の推移】



(出典)・平成22年度~平成26年度実績値:「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁
・平成27年度~平成31年度想定値:「石油製品需要見通し(平成27年4月)」石油製品需要想定検討会

【都道府県(所在地)別給油所数の推移】

○首都や中京・阪神などの都市部はSSの減少率が大きいことが分かります。これは地域の需要が大きいためセルフ化による設備大型化に係る投資が進みやすく、コンビニ等への転業も容易であるためSSの集約・統合が進んでいるためと考えられます。

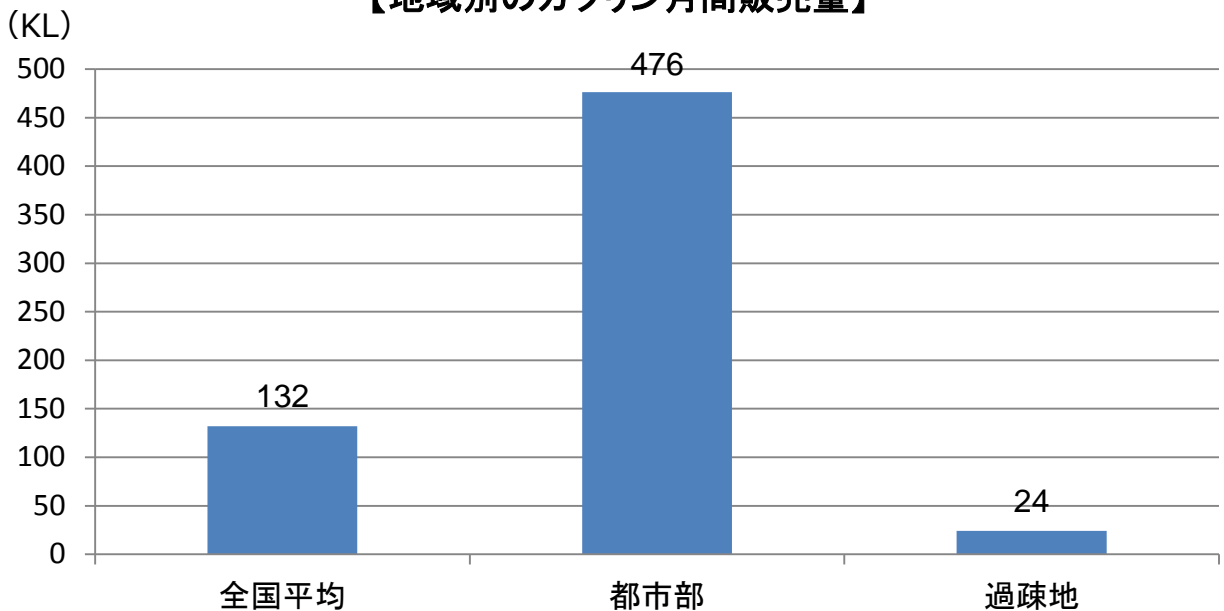
○他方で、相対的にSS過疎地の多いその他地域の方が、SSの転廃業が進みにくい傾向にあり、設備更新投資が進んでいない傾向にあります。こうした地域では、設備の寿命や経営者の高齢化に伴い、同時期にSSの閉鎖・共倒れが相次ぎ、突如としてSS過疎地問題に直面するリスクがあります。

	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	10年間の減少率
北海道	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
北海道	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
青森県	820	795	771	743	716	682	688	658	621	596	27.3%
岩手県	801	764	727	699	667	645	602	582	557	545	32.0%
宮城県	1,004	946	908	859	816	783	743	727	677	665	33.8%
秋田県	675	659	632	614	596	582	578	553	502	498	26.2%
山形県	709	683	649	617	575	555	539	521	490	485	31.6%
福島県	1,247	1,210	1,153	1,122	1,049	1,008	987	961	897	891	28.5%
東北	5,256	5,057	4,840	4,654	4,419	4,255	4,137	4,002	3,744	3,680	30.0%
茨城県	1,783	1,751	1,676	1,608	1,541	1,496	1,449	1,404	1,301	1,256	29.6%
栃木県	1,158	1,122	1,041	1,002	971	934	897	868	794	756	34.7%
群馬県	1,115	1,083	1,039	996	948	912	906	875	808	768	31.1%
埼玉県	1,652	1,606	1,551	1,510	1,447	1,387	1,351	1,302	1,225	1,156	30.0%
千葉県	1,945	1,876	1,798	1,717	1,666	1,599	1,557	1,500	1,391	1,318	32.2%
東京都	1,899	1,807	1,701	1,581	1,502	1,439	1,385	1,340	1,275	1,180	37.9%
神奈川県	1,543	1,460	1,374	1,310	1,262	1,207	1,175	1,129	1,072	1,003	35.0%
新潟県	1,328	1,302	1,262	1,220	1,181	1,148	1,132	1,099	1,024	1,002	24.5%
山梨県	598	587	569	530	513	500	489	461	441	431	27.9%
長野県	1,319	1,289	1,252	1,210	1,155	1,114	1,078	1,033	963	928	29.6%
静岡県	1,603	1,566	1,524	1,458	1,382	1,343	1,302	1,265	1,200	1,144	28.6%
関東	15,943	15,449	14,787	14,142	13,568	13,079	12,721	12,276	11,494	10,942	31.4%
富山県	528	519	506	469	460	440	428	419	412	405	23.3%
石川県	526	515	496	477	455	425	422	411	390	373	29.1%
岐阜県	1,091	1,054	1,002	950	927	888	867	835	798	781	28.4%
愛知県	2,281	2,183	2,110	1,990	1,901	1,809	1,770	1,649	1,618	1,572	31.1%
三重県	927	888	855	820	781	763	733	699	668	653	29.6%
中部	5,353	5,159	4,969	4,706	4,524	4,325	4,220	4,013	3,886	3,784	29.3%
福井県	426	414	401	386	361	343	324	318	304	297	30.3%
滋賀県	502	477	463	447	418	404	383	359	357	342	31.9%
京都府	666	635	604	582	560	530	514	488	468	452	32.1%
大阪府	1,643	1,565	1,474	1,397	1,327	1,247	1,199	1,158	1,089	1,034	37.1%
兵庫県	1,475	1,438	1,401	1,347	1,294	1,255	1,223	1,170	1,120	1,096	25.7%
奈良県	447	431	401	376	366	347	337	331	321	303	32.2%
和歌山県	588	564	537	521	497	477	462	432	423	412	29.9%
近畿	5,747	5,524	5,281	5,056	4,823	4,603	4,442	4,256	4,082	3,936	31.5%
鳥取県	331	325	310	301	285	270	267	255	252	239	27.8%
島根県	492	470	460	445	421	404	398	380	371	361	26.6%
岡山県	919	896	876	826	795	756	729	688	669	647	29.6%
広島県	1,120	1,083	1,043	984	944	898	871	835	822	797	28.8%
山口県	692	666	654	606	591	560	542	509	501	483	30.2%
中国	3,554	3,440	3,343	3,162	3,036	2,888	2,807	2,667	2,615	2,527	28.9%
徳島県	565	550	526	505	491	465	449	420	405	381	32.6%
香川県	528	494	480	465	443	425	416	398	386	377	28.6%
愛媛県	813	788	766	741	718	697	674	635	622	609	25.1%
高知県	506	487	469	446	437	427	411	400	390	374	26.1%
四国	2,412	2,319	2,241	2,157	2,089	2,014	1,950	1,853	1,803	1,741	27.8%
福岡県	1,465	1,369	1,330	1,255	1,188	1,125	1,120	1,102	1,069	1,035	29.4%
佐賀県	485	464	443	421	410	391	379	370	360	347	28.5%
長崎県	706	677	663	632	598	571	569	556	543	538	23.8%
熊本県	1,110	1,049	1,016	958	929	888	873	843	809	798	28.1%
大分県	707	685	673	642	612	582	566	539	526	518	26.7%
宮崎県	753	698	678	643	617	596	581	566	551	537	28.7%
鹿児島県	1,248	1,165	1,127	1,094	1,057	1,009	990	964	923	903	27.6%
九州	6,474	6,107	5,930	5,645	5,411	5,162	5,078	4,940	4,781	4,676	27.8%
沖縄県	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
沖縄	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
全国合計	47,584	45,792	44,057	42,090	40,357	38,777	37,743	36,349	34,706	33,510	29.6%

○都市部と過疎地では月間のガソリン販売量が大幅に異なります。全国的に見ても、販売量が少ないほど営業利益が赤字となりやすい傾向にあることから、SS過疎地においては燃料油販売に特化しては、将来の更新投資に必要な内部留保が十分に進まないことは明らかです。

○中長期的に燃料の安定供給の役割を果たすためにも、地域のニーズに応える総合生活サービス拠点として、ビジネスの多角化に取り組むことが不可欠です。全国的に見てもSS専門の事業者よりも兼業の事業者の方が営業利益率が高い傾向が見られます。

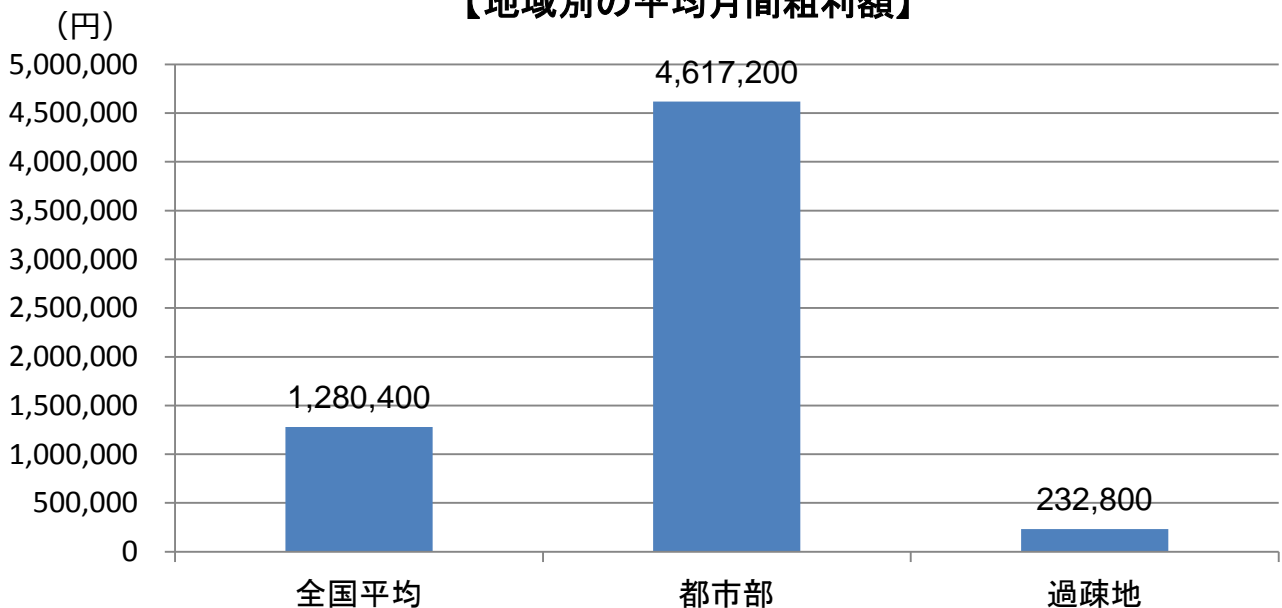
【地域別のガソリン月間販売量】



全国平均:「資源・エネルギー統計」(資源エネルギー庁)における国内向け販売量及び全国の給油所数から推計
 都市部:都道府県別石油製品販売量(石油連盟)における東京都の販売量及び東京都の給油所数から推計
 (平成26年度)

過疎地:石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)におけるSS過疎市町村に所在するSSの平均販売量(N=29)

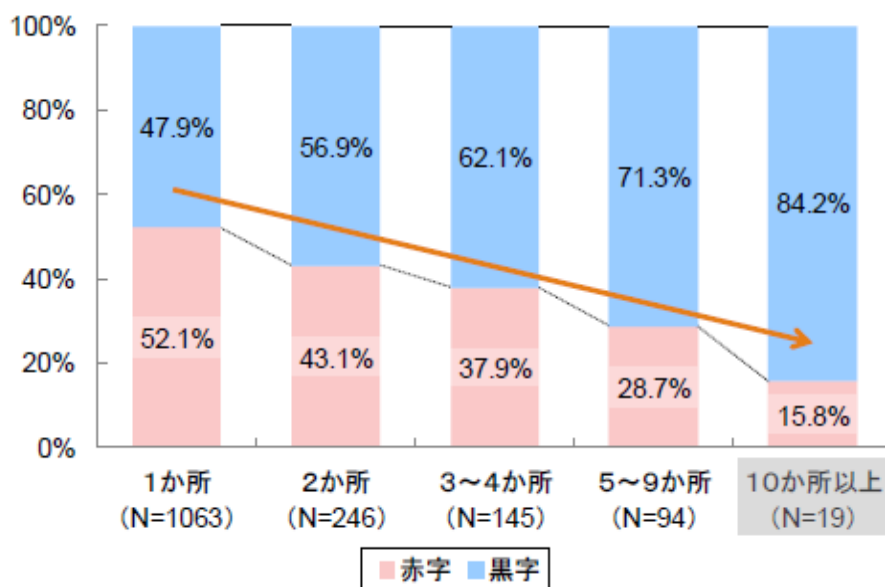
【地域別の平均月間粗利額】



上記の販売数量にレギュラーガソリンの1リットル当たりの平均粗利単価を乗じて算出。

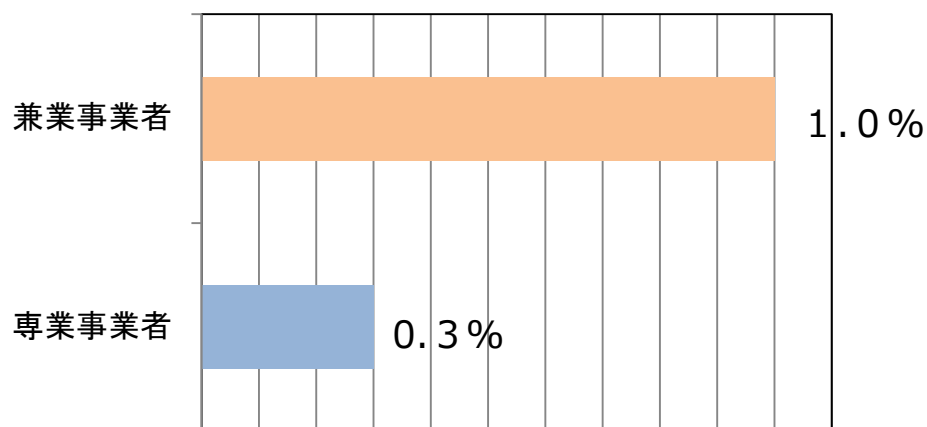
平均粗利単価:一般社団法人全国石油協会「石油製品業経営実態調査」(平成27年度調査版)

【給油所数別の赤字・黒字比率(営業利益ベース)】



注) 給油所総仕入額/給油所総販売数量で算出。
出所) 全国石油協会「石油販売業経営実態調査」(平成26年度調査)

【SS専業・兼業事業者 平均営業利益率】



出所: 一般社団法人全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査」(平成27年度調査版)

(2)SS過疎地について

SS過疎地の数

SS過疎地は、市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義し、平成25年から公表しています。なお、平成27年度末のSS過疎地は288市町村(一覧は8ページ参照)となっています(平成24年度末は257市町村、平成25年度末は265市町村、平成26年度末は283市町村)。

一方、同一市町村内にSSが少ない場合であっても隣接自治体で営業するSSが相当数に上り、そこで給油を行うこと等により、実際の生活上、燃料供給に関する支障が生じていない地域も存在します。住民基点、個別住民の実生活上の利便性の視点からは、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域における実態把握も重要です。このため、参考として、居住地から最寄りSSまでの道路距離を分析・評価した地域情報について、自治体との共有を図りつつ、さらに今後のSS過疎地対策の検討を進めます。

SS立地情報把握システムの構築

GISを活用したSS過疎地の実態把握や災害時のオペレーション対応など幅広い活用が期待できるSS立地情報把握システムを構築しています。

本システムにより、人口分布や道路距離に応じたSS過疎地の抽出を行ったところ、「最寄りSSまでの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村」は、257か所となっています(一覧は9ページ参照)。

SS過疎地を抱える自治体における取組の推進

市町村内のSSが3か所以下、または最寄りSSまでの距離が15km以上ある住民を抱える自治体においては、持続可能な地域づくりを進める上で、地域住民への安定したエネルギー供給網の整備・維持が不可欠です。

また、こうした取組は地域における他の重要インフラ(医療施設、教育施設、郵便局、金融機関、商業施設等)の整備・維持と並行して整理・検討することが持続可能な地域づくりにおいて、重要であると認識しています。

(参考)居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域を含む市町村一覧

平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、各人口メッシュから最寄りSSまでの道路距離を算出し、最寄りSSまでの距離が15km以上の人口メッシュが所在している市町村一覧(257市町村)

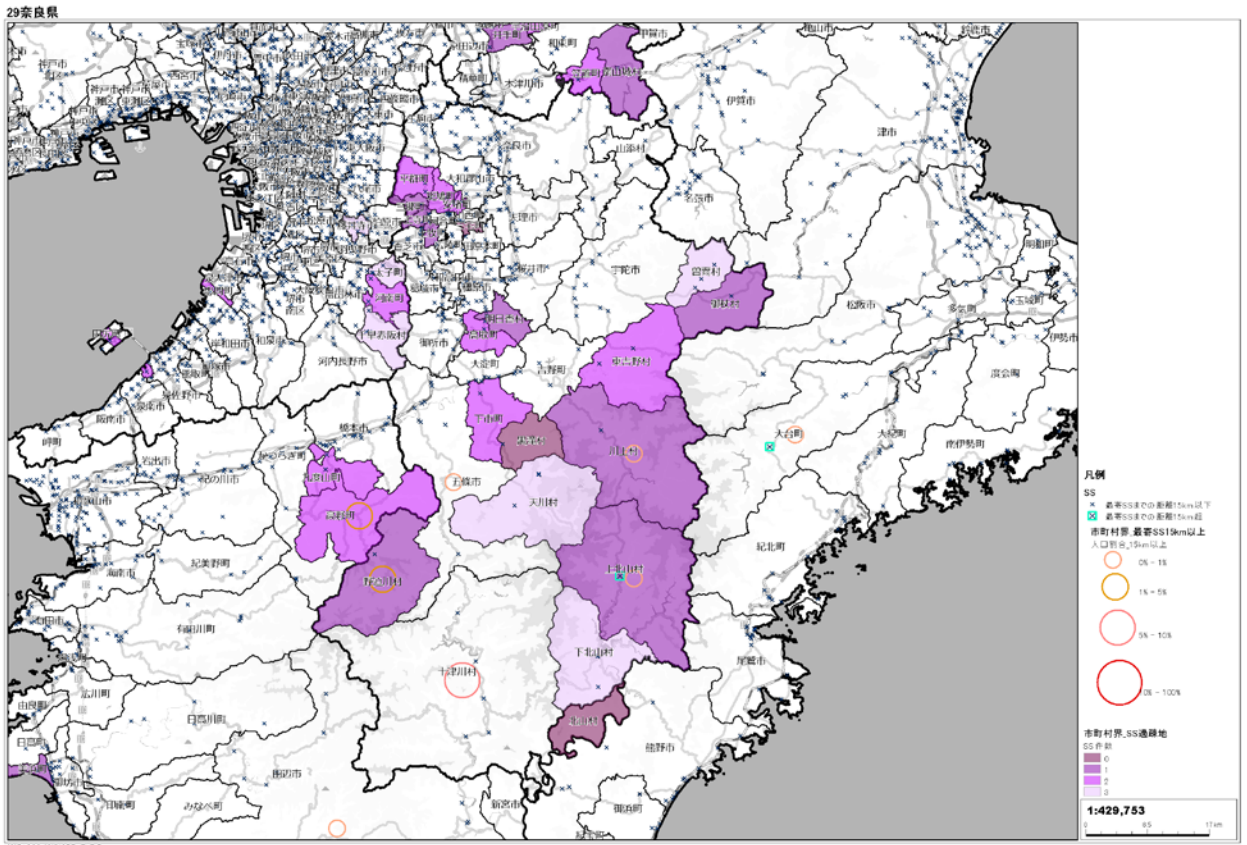
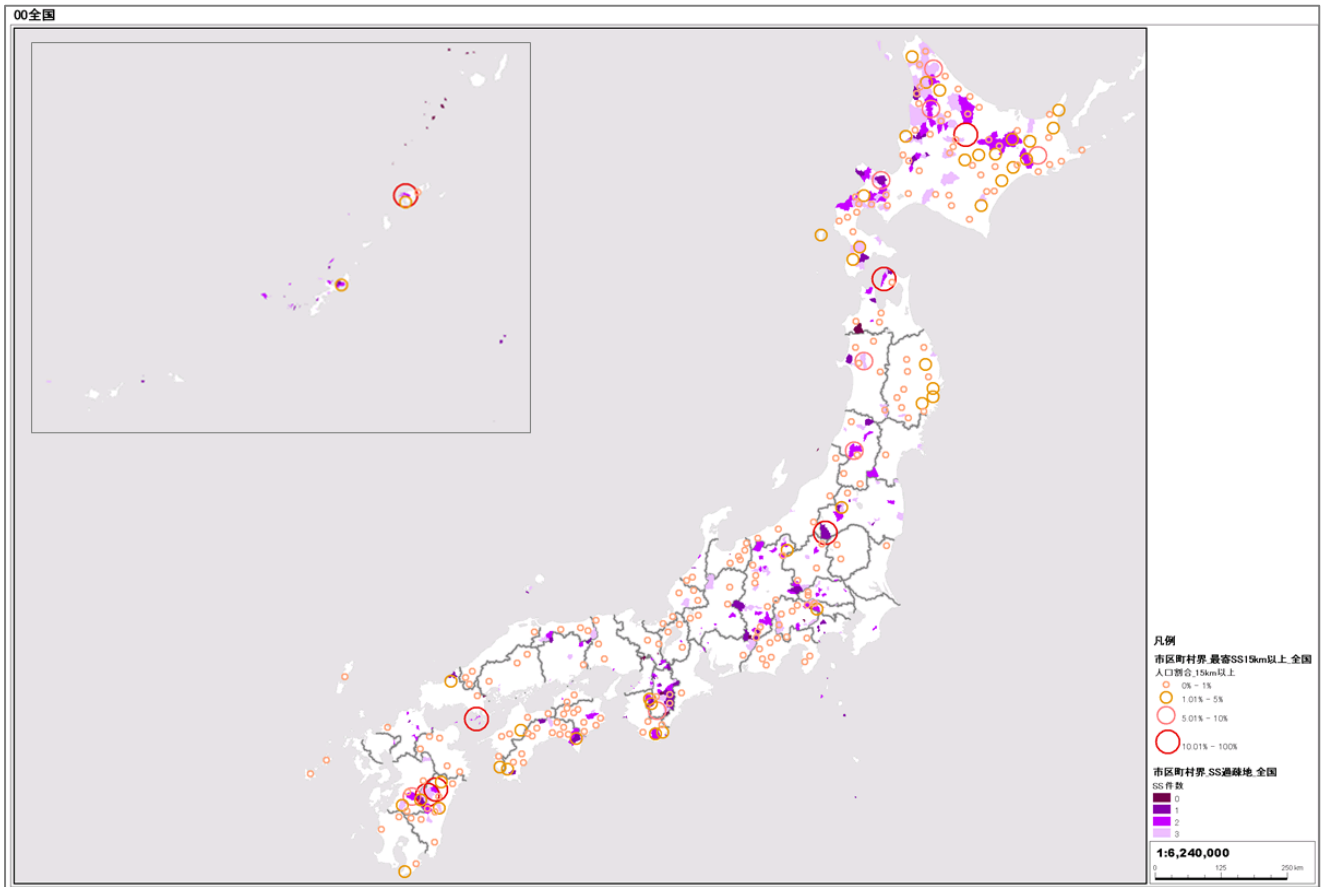
北海道	釧路市	北海道	中川郡	壽別町	東京都	西多摩郡	奥多摩町	奈良県	吉野郡	野迫川村	熊本県		人吉市
北海道	岩見沢市	北海道	中川郡	豊頃町	新潟県		村上市	奈良県	吉野郡	十津川村	熊本県	上益城郡	山都町
北海道	留萌市	北海道	中川郡	本別町	新潟県		糸魚川市	奈良県	吉野郡	北上山村	熊本県	球磨郡	水上村
北海道	紋別市	北海道	足寄郡	足寄町	新潟県		上越市	奈良県	吉野郡	川上村	熊本県	球磨郡	五木村
北海道	士別市	北海道	足寄郡	陸別町	新潟県		魚沼市	和歌山県		田辺市	熊本県	球磨郡	球磨村
北海道	根室市	北海道	十勝郡	浦幌町	新潟県	東蒲原郡	阿賀町	和歌山県		新宮市	大分県		中津市
北海道	千歳市	北海道	釧路郡	釧路町	富山県		富山市	和歌山県	伊都郡	高野町	大分県		日田市
北海道	深川市	北海道	厚岸郡	厚岸町	富山県		黒部市	和歌山県	西牟婁郡	白浜町	大分県		佐伯市
北海道	伊達市	北海道	厚岸郡	浜中町	富山県	中新川郡	上市町	和歌山県	東牟婁郡	那智勝浦町	大分県		宇佐市
北海道	石狩市	北海道	川上郡	標茶町	富山県	中新川郡	立山町	和歌山県	東牟婁郡	古座川町	大分県		豊後大野市
北海道	石狩郡	北海道	川上郡	弟子屈町	富山県	下新川郡	朝日町	鳥取県		鳥取市	宮崎県		延岡市
北海道	二世帯	北海道	阿寒郡	鶴井村	石川県		小松市	鳥取県		倉吉市	宮崎県		日南市
北海道	山越郡	北海道	白糠郡	白糠町	石川県		八頭町	鳥取県	八頭郡	八頭町	宮崎県		小林市
北海道	檜山郡	北海道	標津郡	中標津町	福井県		福井市	鳥根県		益田市	宮崎県		西都市
北海道	檜山郡	北海道	標津郡	標津町	福井県		敦賀市	鳥根県		安来市	宮崎県		えびの市
北海道	奥尻郡	北海道	目梨郡	羅臼町	福井県		大野市	鳥根県	鹿足郡	津和野町	宮崎県	児湯郡	西米良村
北海道	瀬棚郡	青森県		青森市	福井県		勝山市	鳥根県	鹿足郡	吉賀町	宮崎県	児湯郡	木城町
北海道	久遠郡	青森県		黒石市	福井県	三方上中郡	若狭町	岡山県		備前市	宮崎県	東臼杵郡	諸塚村
北海道	寿都郡	青森県		むつ市	山梨県		甲府市	広島県	広島市		宮崎県	東臼杵郡	椎葉村
北海道	寿都郡	青森県	西津軽郡	鯉ヶ沢町	山梨県		山梨市	広島県		三次市	宮崎県	東臼杵郡	美郷町
北海道	磯谷郡	青森県	下北郡	佐井村	山梨県		南アルプス市	広島県		庄原市	宮崎県	西臼杵郡	日之影町
北海道	虻田郡	岩手県		盛岡市	山梨県	南巨摩郡	早川町	山口県		萩市	鹿児島県		薩摩川内市
北海道	余市郡	岩手県		富古市	山梨県	南巨摩郡	南部町	山口県		岩国市	鹿児島県		奄美市
北海道	上川郡	岩手県		花巻市	山梨県	北都留郡	丹波山村	徳島県		阿南市	鹿児島県		伊佐市
北海道	上川郡	岩手県		北上市	長野県		松本市	徳島県		美馬市	鹿児島県	肝属郡	南大隅町
北海道	上川郡	岩手県		久慈市	長野県		飯田市	徳島県		三好市	鹿児島県	肝属郡	肝付町
北海道	空知郡	岩手県		一関市	長野県		伊那市	徳島県	那賀郡	那賀町	鹿児島県	大島郡	宇検村
北海道	上川郡	岩手県		陸前高田市	長野県		大町市	徳島県	海部郡	美波町	鹿児島県	大島郡	瀬戸内町
北海道	中川郡	岩手県		釜石市	長野県		安曇野市	徳島県	海部郡	海陽町	沖縄県	国頭郡	東村
北海道	中川郡	岩手県		奥州市	長野県	諏訪郡	富士見町	徳島県	美馬郡	つるぎ町			
北海道	雨竜郡	岩手県	岩手郡	鯉ヶ沢町	長野県	下伊那郡	天龍村	徳島県	三好郡	東みよし町			
北海道	増毛郡	岩手県	気仙郡	住田町	長野県	下伊那郡	泰阜村	香川県		高松市			
北海道	苫前郡	岩手県	上閉伊郡	大槌町	長野県	上高井郡	高山村	香川県	仲多度郡	まんのう町			
北海道	苫前郡	岩手県	下閉伊郡	岩泉町	長野県	下高井郡	山ノ内町	愛媛県		宇和島市			
北海道	天塩郡	宮城県	仙台市		岐阜県		高山市	愛媛県		西条市			
北海道	宗谷郡	秋田県		能代市	岐阜県		本巣市	愛媛県		大洲市			
北海道	枝幸郡	秋田県		大館市	岐阜県		下呂市	愛媛県		四国中央市			
北海道	枝幸郡	秋田県		仙北市	岐阜県	揖斐郡	揖斐川町	愛媛県	上浮穴郡	久万高原町			
北海道	天塩郡	秋田県	北秋田郡	上小阿仁村	静岡県		静岡市	愛媛県	喜多郡	内子町			
北海道	天塩郡	秋田県	南秋田郡	五城目町	静岡県		浜松市	愛媛県	南宇和郡	愛南町			
北海道	網走郡	秋田県	雄勝郡	東成瀬村	静岡県		島田市	高知県		安芸市			
北海道	網走郡	山形県		米沢市	静岡県		掛川市	高知県		南国市			
北海道	斜里郡	山形県	西村山郡	西川町	静岡県		裾野市	高知県		宿毛市			
北海道	常呂郡	山形県	西村山郡	大江町	静岡県		伊豆市	高知県		四万十市			
北海道	紋別郡	山形県	西置賜郡	小国町	静岡県	賀茂郡	西伊豆町	高知県		香南市			
北海道	紋別郡	福島県		喜多方市	静岡県	榛原郡	川根本町	高知県		香美市			
北海道	紋別郡	福島県	南会津郡	檜枝岐村	静岡県	周智郡	森町	高知県	安芸郡	北川村			
北海道	虻田郡	福島県	河沼郡	柳津町	愛知県		新城市	高知県	長岡郡	大豊町			
北海道	勇払郡	茨城県		高萩市	三重県	多気郡	大台町	高知県	吾川郡	いの町			
北海道	沙流郡	栃木県		鹿沼市	滋賀県		長浜市	高知県	吾川郡	仁淀川町			
北海道	新冠郡	栃木県		日光市	滋賀県		高島市	高知県	高岡郡	越前町			
北海道	浦河郡	群馬県		前橋市	滋賀県		東近江市	高知県	高岡郡	四万十町			
北海道	河東郡	群馬県	甘楽郡	下仁田町	京都府	京都市		高知県	幡豆郡	黒潮町			
北海道	河東郡	群馬県	利根郡	片品村	京都府		南丹市	長崎県		対馬市			
北海道	河東郡	埼玉県		秩父市	兵庫県		宍粟市	長崎県		五島市			
北海道	上川郡	埼玉県	秩父郡	小鹿野町	兵庫県	美方郡	新温泉町	長崎県	南松浦郡	新上五島町			
北海道	広尾郡	東京都	西多摩郡	檜原村	奈良県		五條市	熊本県		八代市			

※赤字はSS過疎市町村と重複している自治体(49町村)

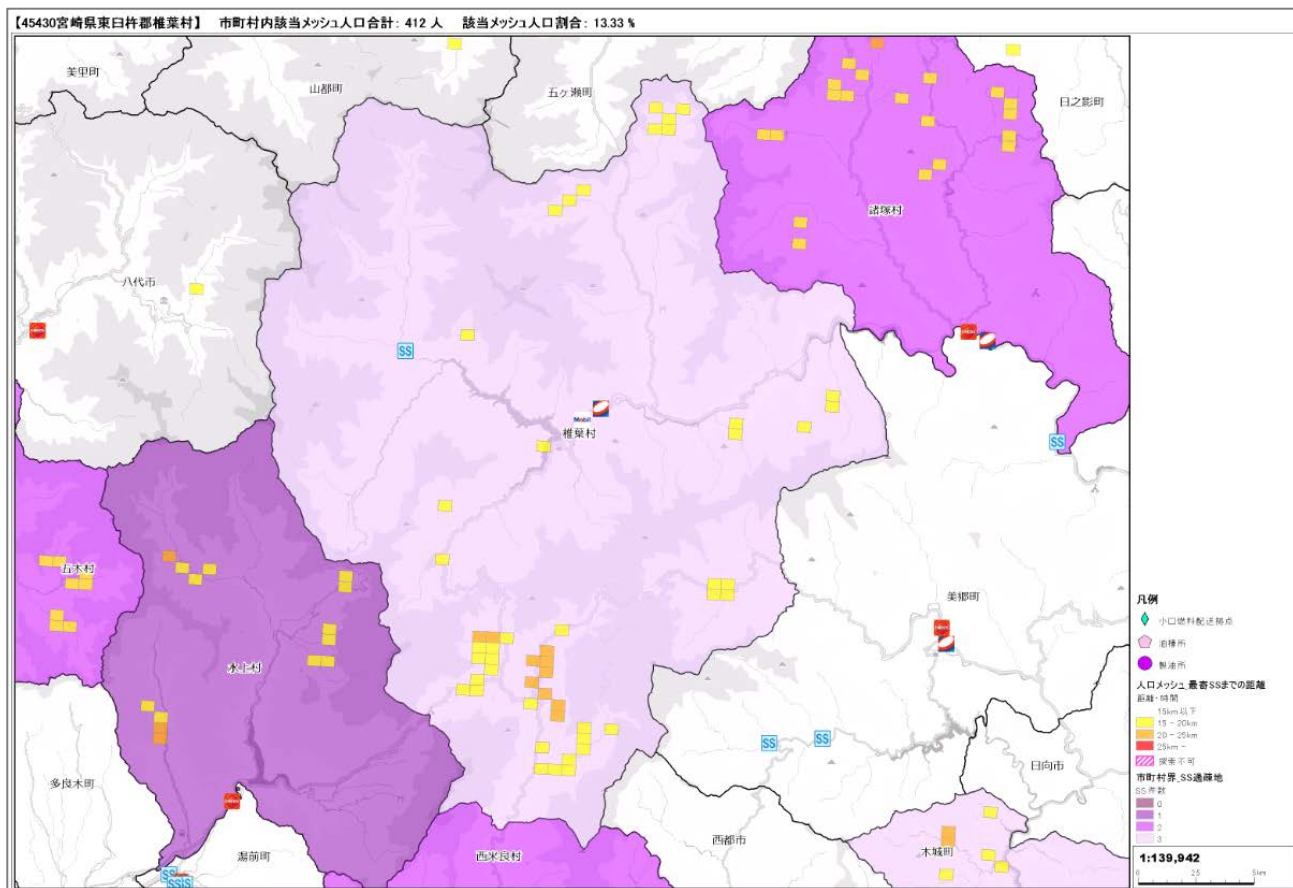
算出条件

1. 平成27年7月8日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 平成22年国勢調査に基づく人口(500メートルメッシュ)。
3. 道路距離算出の起点は、各メッシュの重心住所(重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした)。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが存在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上(高速道路、国道、都道府県道)及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

(4) 道路距離に応じたSS過疎地一覧: 調査時点のデータに基づく分析結果



平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村のうち、最も該当の人口割合が高かった市町村は宮崎県東臼杵郡椎葉村の13.33%であった。



本システムにおいて、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村の分析マップについては、経済産業省のホームページ上で掲載しています。

調査結果掲載URL:

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000948.zip

なお、平成28年度中に本格運用を開始する予定です。本調査結果等へのお問合せは、巻末の石油流通課へご連絡ください。

想定されるコストの試算：主要メーカー3社の平均見積額

①SSの新設(補助率：1/4～10/10※、補助対象経費の上限額：20,000千円)

補助金については、地域住民にとって必要なインフラを確保する観点から、自治体の理解と協力を前提に、事業者間の統合を含むSSの集約、それらを契機として地域住民の生活により資する場所への移転を伴う際に、地下タンク設備関連の工事費に要する経費を対象として支援を行う。

条件：月あたりの販売量が30～40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
敷地の面積	100.04㎡	148.84㎡
事務棟面積、キャンピー面積	2.70㎡、26㎡	2.70㎡、45.5㎡
タンク容量(本数)	20KL(1本)	30KL(1本)
タンク内訳 (レギュラー、ハイオク、軽油、灯油)	8KL、4KL、4KL、4KL	12KL、6KL、6KL、6KL
マルチ計量機	1基	1基
灯油計量機	1基	1基

ケース1

補助対象経費：30,060千円

補助金の額：5,000千円～20,000千円

(20,000千円(補助対象経費の上限額) × 1/4～10/10(補助率))

= 5,000千円～20,000千円(補助金額)

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は24,281千円～39,281千円となる。

ケース2

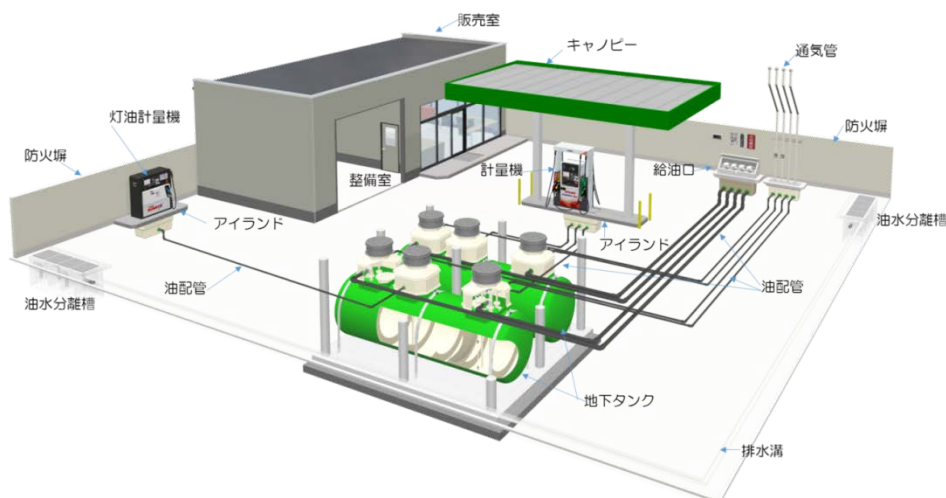
補助対象経費：37,207千円

補助金の額：5,000千円～20,000千円

(20,000千円(補助対象経費) × 1/4～10/10(補助率))

= 5,000千円～20,000千円(補助金額)

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は32,408千円～47,408千円となる。



※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域①	3/4
	過疎地域②	2/3
非中小企業	過疎地域①	1/4
	過疎地域②	1/4
市町村	過疎地域①	10/10

過疎地域①：過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3力所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

過疎地域②：過疎法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域若しくは1市町村内の給油所数が3力所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域。

②老朽化した地下タンクの設備更新(任意)

条件:月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
タンク容量	20KL	30KL
タンク本数	1本	1本
レギュラー	8KL	12KL
ハイオク	4KL	6KL
軽油	4KL	6KL
灯油	4KL	6KL

(i)地下タンクの撤去(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1

補助対象経費:6,610千円

補助金の額:4,407千円

$$(6,610\text{千円(補助対象経費)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 4,407\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,851千円となる。

ケース2

補助対象経費:8,165千円

補助金の額:5,443千円

$$(8,165\text{千円(補助対象経費)} \times 2/3\text{(補助率)}) = 5,443\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,586千円となる。

(ii)地下タンクの入換(補助率:1/4~10/10※、補助対象経費の上限額:20,000千円)

ケース1

補助対象経費:19,118千円

補助金の額:4,779千円~19,118千円

$$(19,118\text{千円(補助対象経費)} \times 1/4 \sim 10/10\text{(補助率)}) = 4,779\text{千円} \sim 19,118\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は10,331千円~24,669千円となる。

ケース2

補助対象経費:22,802千円

補助金の額:5,000千円~20,000千円

$$(20,000\text{千円(補助対象経費の上限額)} \times 1/4 \sim 10/10\text{(補助率)}) = 5,000\text{千円} \sim 20,000\text{千円(補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は14,131千円~29,131千円となる。

※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域※	3/4
	過疎地域※以外	2/3
非中小企業	全ての地域	1/4
市町村	過疎地域※	10/10

※過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

③危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応(消防法に基づく義務)

(i)精密油面計設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:3,000千円)

ケース1:4室(10KLタンク2本、各2室)

補助対象経費:4,147千円

補助金の額:2,000千円

$$(3,000千円(補助対象経費の上限額) \times 2/3(補助率)) = 2,000千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,518千円となる。

ケース2:5室(10KLタンク2本、2室、3室)

補助対象経費:4,771千円

補助金の額:2,000千円

$$(3,000千円(補助対象経費の上限額) \times 2/3(補助率)) = 2,000千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,185千円となる。

(ii)電気防食システム設置(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:5,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:4,169千円

補助金の額:2,780千円

$$(4,169千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率)) = 2,780千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は1,699千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:5,089千円

補助金の額:3,333千円

$$(5,000千円(補助対象経費の上限額) \times 2/3(補助率)) = 3,333千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2,080千円となる。

(iii)FRP内面ライニング施工(補助率:2/3、補助対象経費の上限額:10,000千円)

ケース1:10KLタンク2本

補助対象経費:5,762千円

補助金の額:3,841千円

$$(5,762千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率)) = 3,841千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3,011千円となる。

ケース2:10KLタンク3本

補助対象経費:8,604千円

補助金の額:5,736千円

$$(8,604千円(補助対象経費) \times 2/3(補助率)) = 5,736千円(補助金額)$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は4,296千円となる。

④ 土壤汚染の早期発見及び早期対策(保守)

(i) 計量機定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

49,333円

(ii) 計量機計量検定(1回/7年) (計量法による義務)

50,000円

(iii) 地下タンク・地下埋設配管機密点検(1回/1年※) (消防法による義務)

41,667円

※一定の条件を満たすものは1回/3年

(iv) 地下タンク(二重殻)漏えい検知装置定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

50,000円

(v) 電気防食システム定期点検(1回/1年) (消防法による義務)

58,333円

⑤ 設備更新

(i) 計量機交換工事(マルチ計量機1基、灯油計量機1基) (任意)

3,285,333円

(ii) 簡易計量機

1,146,360円

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策

地域エネルギー供給拠点整備事業 平成28年度予算額 30.5億円

事業目的・概要

石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

①災害時を含む安定供給の維持・確保

災害時を含む安定供給を確保するため、(i)地下タンクの大型化に伴う入換や、(ii)入換に伴う自家発電機導入に係る費用を支援します。また、過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、(iii)経営基盤強化のために複数事業者等が行うのSSの統合、集約、移転の際の地下タンクの設置や、(iv)簡易計量機の設置等に係る費用について支援します。

②環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

(v)地下タンクからの危険物漏えい防止対策、(vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査、(vii)地下タンク等の撤去に係る費用について支援します。

条件（補助率）

- (i)地下タンク入換 【非過疎地】中小企業※1 2/3、非中小企業 1/4
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (ii)自家発電機導入 【全国】 1/2※3
- (iii)SSの統合、集約、移転の際の地下タンク設置
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (iv)簡易計量器設置等【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3
自治体所有のSS 10/10※2
- (v)地下タンク漏えい防止対策【全国】 中小企業2/3
- (vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査【全国】中小企業1/3
- (vii)地下タンク撤去 【全国】 中小企業2/3

※1 中小企業基本法に基づく中小企業(会社及び個人)

※2 ①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって、同法に基づく過疎地域自立促進市町村計画、若しくは②1市町村あたりのSS数が3か所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって、地方自治法に基づく総合計画(実施計画)等に、SSの整備・維持が位置づけられた場合

※3 地下タンク入換と同時に行う場合のみ補助対象

お問合せ先: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
TEL: 03-3501-1320

石油製品流通網維持強化事業(のうち石油製品流通網再構築実証事業) 平成28年度予算額 1.6億円

事業目的・概要

地域の実情や外部環境の変化を踏まえた石油製品の効率的かつ安定的な供給に向け、具体的な燃料供給システム、コスト削減に係る方策、安全性に係る技術開発などの実証事業を支援します。

①石油製品の安定供給に係る実証事業

石油製品の安定供給に支障を来している地域において、自治体が自らの問題として捉え、地域内のSSや他業種と自治体が連携※して実施する新たなビジネスモデルとなる実証事業を支援します。

※申請主体はコンソーシアムとし、自治体がコンソーシアムに参画していることが要件となります。

②安全性の確保を前提としたSSのコスト削減に資する技術開発

石油製品の安定供給を可能とするため、安全性を担保したSSのコスト削減に資する技術開発に係る実証事業を支援します。

事業スキーム



事業イメージ

(i)他業種との連携によるSSの多機能化

自治体や商工会の主導により、地域内の商店やホームセンター等の他業種とSSが業務提携し、SS内に食料品や生活雑貨、農業資材等の販売スペースを設けることでSSへの集客効果を挙げるとともに、地域におけるコミュニティの集約化を図る。

(必要とされる経費例:関係者による検討会費、地域内の実態調査費、店舗改装費等)

(ii)サテライトエネルギー供給拠点の設置

地域のデイサービスセンターにポータブル計量器を設置し、サテライトエネルギー供給拠点とする。デイサービス送迎車を活用し、利用者の送迎時に合わせて灯油の配送を行う。具体的には、迎えの際には灯油が入ったポリタンクを積載し、利用者を乗車させる際に空のポリタンクと交換することで、利用者の送迎車を活用した灯油配送を行う。

また、自治体の主導により、デイサービスセンターに商店や地域コミュニティに不可欠なATMや郵便局のほか、JAの直売所等を併設することで「小さな拠点」化を図る。

(必要とされる経費例:自治体によるニーズ調査費、送迎車のリース料、ポータブル計量機設置費等)

お問合せ先:資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

TEL:03-3501-1320

(6) 各種相談窓口

揮発油等の品質の確保に関する法律に係る受付窓口

北海道経済産業局	資源・燃料課	011-709-1788
東北局経済産業局	資源・燃料課	022-221-4934
関東経済産業局	資源・燃料課	048-600-0371
中部経済産業局	石油課	052-951-2781
近畿経済産業局	資源・燃料課	06-6966-6044
中国経済産業局	資源・燃料課	082-224-5715
四国経済産業局	資源・燃料課	087-811-8536
九州経済産業局	石油課	092-482-5476
沖縄総合事務局	石油・ガス課	098-866-1756

各都道府県石油商業組合連絡先

北海道石油商業組合	011-822-8111	札幌地方石油業協同組合	011-822-8114
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	函館地方石油業協同組合	0138-23-4426
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	北見地方石油業協同組合	0157-23-4582
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	日高地方石油業協同組合	0146-22-2366
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	紋別地方石油業協同組合	0158-4-2061
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	青森県石油商業組合	017-722-1400
岩手県石油商業組合	019-622-9528	宮城県石油商業組合	022-265-1501
福島県石油商業組合	024-546-6252	秋田県石油商業組合	018-862-6981
山形県石油商業組合	023-664-2821	新潟県石油商業組合	025-267-1321
長野県石油商業組合	026-254-5600	群馬県石油商業組合	027-251-1888
栃木県石油商業組合	028-622-0435	茨城県石油商業組合	029-224-2421
千葉県石油商業組合	043-246-5225	埼玉県石油商業組合	049-235-5111
東京都石油商業組合	03-3593-1421	神奈川県石油商業組合	045-641-1351
静岡県石油商業組合	054-282-4337	山梨県石油商業組合	055-233-5850
愛知県石油商業組合	052-322-1550	三重県石油商業組合	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	058-271-2903	富山県石油商業組合	076-429-8811
石川県石油商業組合	076-256-5330	福井県石油商業組合	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	077-522-7369	京都府石油商業組合	075-642-9733
大阪府石油商業組合	06-6362-2910	奈良県石油商業組合	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	073-431-6251	兵庫県石油商業組合	078-321-5611
岡山県石油商業組合	086-246-2040	広島県石油商業組合	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	0859-21-1400	島根県石油商業組合	0852-25-4488
山口県石油商業組合	083-973-4400	徳島県石油商業組合	088-622-6406
高知県石油商業組合	088-831-0439	愛媛県石油商業組合	089-924-3856
香川県石油商業組合	087-833-9665	福岡県石油商業組合	092-272-4564
大分県石油商業組合	097-533-0235	佐賀県石油商業組合	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	095-826-4181	熊本県石油商業組合	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	0985-24-7775	鹿児島県石油商業組合	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	098-998-1871		

SS過疎地対策ハンドブック

発行

SS過疎地対策協議会事務局

経済産業省

資源エネルギー庁 資源・燃料部

石油流通課

平成28年5月

初版

【問い合わせ先】

SS過疎地対策相談窓口

石油流通課

03-3501-1320